

法定調書の 作成・提出は、

イータックス e-Tax で!!



※ 平成31年以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

① eLTAX による提出

給与の支払をする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。eLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用いただくと、市区町村に提出する給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際に税務署に提出が必要な給与所得の源泉徴収票のe-Tax用のデータも同時に作成することができます。

同時に作成したデータは、eLTAXに一括して送信することで給与支払報告書は市区町村に、給与所得の源泉徴収票についてはe-Taxで事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出されます。

（注）ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。

② e-Tax による提出

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して提出ができます。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

なお、e-Taxの利用に当たっては、Web上での入力により帳票の作成や提出ができるe-Taxソフト（WEB版）も提供しています。e-Taxソフト（WEB版）については裏面をご覧ください。

③ 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚の光ディスク等（CD・DVDなど）で提出することができます。

なお、e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です（e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。）。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化（自己復号型）を行った上で提出することをお勧めいたします。

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が義務化されています。

（注）平成33年（2021年）1月1日以降に提出すべき法定調書については、提出義務の判定基準が「100枚以上」（現行：1,000枚以上）に引き下げられますのでご注意ください。



e-Taxソフト (WEB版) でCSV読込が便利!

- e-Taxソフト (WEB版) は、e-Taxソフト (通常版) のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、Web上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、エクセルを利用して作成した CSV ファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Taxソフト (WEB版) で作成できる法定調書 (及び同合計表)
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (社会保険診療報酬基金用)
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



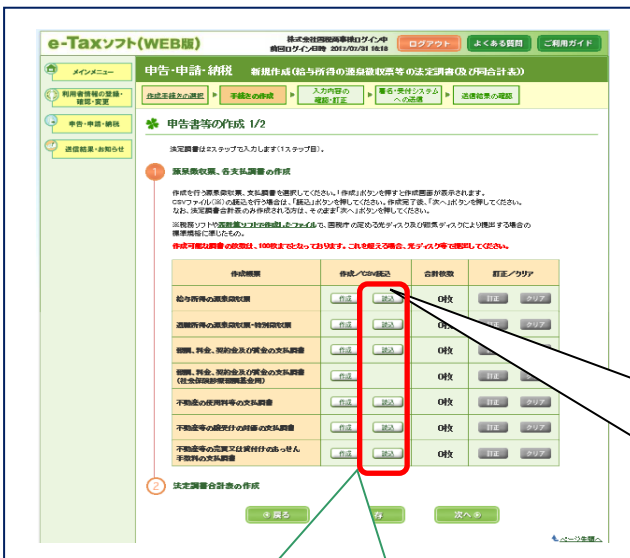
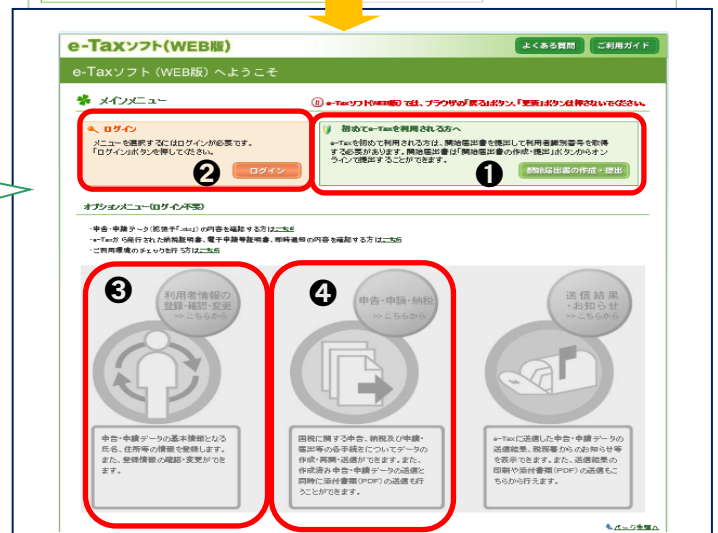
まず、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) にアクセスし、「e-Taxソフト (WEB版) (ログイン)」をクリックします。

CLICK!!

e-Tax を初めて利用する方は①から開始届出書の作成・提出をしてください。

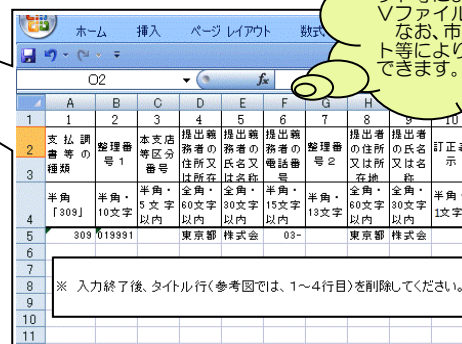
既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。



e-Tax ホームページに掲載されている入力フォーマット等により作成した CSV ファイルを読み込みます。なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。

「読込」ボタンを選択し、提出する法定調書の CSV ファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。その後、法定調書合計表を併せて作成します。



電子署名を付与して...あとは、送信するだけ!

- (注) 1 一度に e-Taxソフト (WEB版) で読込できる法定調書のデータ件数の上限は、5,000 枚かつデータサイズ 20MB となっています。
- 2 インストールした e-Taxソフト (通常版) を利用して法定調書を作成することも可能です。
- 3 e-Tax で法定調書等を送信する場合は、電子証明書 (電子署名) の添付が必要です。

